

平成30年

住宅・土地統計調査

平成30年10月1日



平成30年 住宅・土地統計調査 10月1日(月) 実施!

住宅・土地統計調査はこのような調査です。
住宅・土地統計調査は、「国勢調査」(国の統計に資する基本的な調査)に基づいた国勢統計調査で、昭和23年から5年ごとに実施され、今回は10月1日の調査となります。

この調査は、全国約370万世帯の方を対象とした大規模な調査で、調査の結果は、国や地方公共団体における「住宅政策基本計画」の策定・実施や防災を中心とした都市計画の策定、立地開発政策の策定などに幅広く利用されています。

調査の流れ

国(総務省統計局) > 都道府県 > 市町村 > 調査員 > 調査員 > 調査員

個人の情報は守られます

統計法では、調査対象者が安心して調査員に記入できるよう、調査員を秘密とする調査員保護法に基いて、調査員の記入内容が漏洩することはありません。

守秘義務
調査員は調査員として調査員に記入する調査員を秘密とする調査員保護法に基いて、調査員の記入内容が漏洩することはありません。

利用制限
調査員は調査員として調査員に記入する調査員を秘密とする調査員保護法に基いて、調査員の記入内容が漏洩することはありません。

適正管理
調査員は調査員として調査員に記入する調査員を秘密とする調査員保護法に基いて、調査員の記入内容が漏洩することはありません。

マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆様へ（お願い）

このたび、「平成30年住宅・土地統計調査」を実施することになりました。
つきましては、以下の内容につきまして御理解・御協力をお願いいたします。

1. 管理居住されている建物にお住まいの世帯が調査対象となった場合は、建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、御協力をお願いいたします。
オートロックマンションやワンルームマンション、寮などについて、調査が円滑に実施できるよう統計調査員の建物内への立入り等に御配慮をお願いいたします。
2. 住宅・土地統計調査の広報への御協力をお願いいたします。
 - ・貴団体の会員様への調査実施の周知
 - ・貼付可能な場所へのポスターの掲示
 - ・貴団体のホームページへの「平成30年住宅・土地統計調査（キャンペーンサイト）」バナーの掲載
3. 共同住宅等における調査員事務の委託について、地方公共団体からの業務委託の要請等がありましたら、御協力をお願いいたします。
今回の住宅・土地統計調査から必要に応じて、共同住宅等に対して調査員業務の委託が可能な仕組みを取り入れています。

（参考）今後のスケジュール

（調査員のスケジュール）

- ・9月上旬 調査地域の確認など
～調査地域内の各世帯に「調査のお知らせ」を配布します。
- ・9月中旬 調査対象名簿の作成
- ・9月中旬 インターネット回答用の調査書類の配布
- ・9月下旬 紙の調査票及び調査書類の配布
- ・10月上旬 調査票の回収

住宅・土地統計調査担当：
総務省統計局統計調査部
国勢統計課
住宅・土地調査第一係
連絡先：03-5273-1154



総務省統計局